

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月27日
【会社名】	アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
【英訳名】	ARCHITECTS STUDIO JAPAN INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丸山 雄平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
【電話番号】	03-6206-3159(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼管理部長 山口 裕司
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂山町3番3号
【電話番号】	06 - 6363 - 5701(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長兼管理部長 山口 裕司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 499,999,149円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社 大阪支店 (大阪市北区堂山町3番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	474,833株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、2021年8月27日開催の当社取締役会決議によります。

- 2 本新株式の振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	474,833	499,999,149	249,999,575
一般募集			
計(総発行株式)	474,833	499,999,149	249,999,575

(注) 1 第三者割当の方法によります。(以下、本有価証券届出書に基づく第三者割当の方法による本新株式の発行を「本第三者割当増資」といいます。)

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、249,999,574円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,053	526.50	100株	2021年10月1日		2021年10月1日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先であるApaman Network株式会社(以下「割当予定先」といいます。)の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります(前記「(1)募集の方法」記載の資本組入額の総額を前記「(1)募集の方法」記載の発行数で除した金額であり、小数点第3位を四捨五入しております。)

- 3 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

- 4 本第三者割当増資に関しては、2021年10月1日を会社法上の払込期日として決議しており、同日を払込期日として記載しております。払込期日までに、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結しない場合は、第三者割当による本新株式の発行は行われないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
アーキテック・スタジオ・ジャパン株式会社 管理本部	大阪市北区堂山町3番3号 日本生命梅田ビル4階

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社きらぼし銀行 神田支店	東京都千代田区内神田2-3-4

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
499,999,149	26,418,000	473,581,149

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、財務アドバイザー費用、弁護士費用、登記費用及びその他事務費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

本新株の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ソフトウェア開発費用	56	2021年10月～2023年3月
営業・販促・広告等マーケティング費用	90	2021年10月～2023年3月
物件図面入力・積算作業	41	2021年10月～2023年3月
サポートセンター要員人件費	41	2021年10月～2023年3月
全国新規FC専任部署	114	2021年10月～2023年3月
TEMPO NETWORK事業	131	2021年10月～2023年3月
合計	473	

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」記載のとおり、当社は2020年度より新規に開始したPROTO BANK事業を新たな中核事業として位置づけており、既存人員の3分の1をPROTO BANK事業部に異動させています。今回の増資に伴う資金はすべてPROTO BANK事業及び当社を存続会社とし、Apaman Network社の子会社であるTEMPO NETWORK株式会社(本店所在地:東京都中央区、代表者:新城正明。以下「TEMPO NETWORK社」といいます。)を消滅会社とする合併により当社がTEMPO NETWORK社から承継する事業(以下、「TEMPO NETWORK事業」といいます。)に活用する予定で、その内訳は以下のとおりです(ないしはPROTO BANK事業に関する費用であり、またはTEMPO NETWORK事業に関する費用です。)。あわせて、スタジオネットワーク事業及びプロデュース事業での人員軽減並びに販売管理の圧縮により従来事業の適正化を計画します。PROTO BANK事業部への既存人員の異動は、加盟スタジオの減少からスタジオネットワーク事業における1人当たりの担当スタジオ数を再配置したことにより生じたスタジオネットワーク事業の過剰人員を異動させるものであり、これにより従来事業の運営の適正化を図ることを目的としております。

ソフトウェア開発費用

ソフトウェア開発費用は主に株式会社イン・コントロール(本店所在地:神奈川県横浜市、代表者:川井博司)への発注を予定しており、新サービスPROTO BANKをWEBサービスとして運用する上で必要な積算ソフトとの連携並びに追加されるコンテンツの連携等の開発を行います。当社は、当社が2020年12月24日付で株式会社スカラの子会社が運営するSCSV1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当(以下、「前回資金調達」といいます。)により調達した資金のうち、15.5百万円をプロトバンクの基本となるWEBページ・システム作りのためのソフトウェア開発費用として使用することを予定しており、この金額は既に全てこれらの開発に充当済みです。今後この基本部分に様々な拡張機能を搭載するため新たに56百万円の資金を投入し、開発を行うものであります。

具体的な開発内容は以下を予定しています。

- a. PROTO BANKの拡張:「お気に入り30」をご利用のお客様にAIでレコメンド案件を紹介する機能、オリジナル案件の工事会社の技術的課題を新規採用会社にインフォメーションできる「テクノロジーチャット機能」、主要部材の発注書の自動作成機能、お客様がオリジナルの自分の家をPRできるSNS的機能の追加など
- b. COSNAVI・A-POSの拡張は、市況に合わせて3ヶ月に1回程度すべての見積書を自動的に最新情報にアップデートする機能の追加
- c. HP拡張機能:上記開発にともなうWEBサイトのプログラムベースのインターフェースの構築など
- d. A-POS連動:ASJの基幹ソフトであるA-POSにPROTO BANKのすべての開発内容と情報が適正にアップデートするシステムと会計との連携を主とした開発

営業・販促・広告等マーケティング費用

PROTO BANK事業では、2021年度に、150作品、3,000名のWEB会員登録、1,200会員の利用開始、100件受注、新規工務店加盟70社、2022年度に、300作品、8,000名のWEB会員登録、3,000会員の利用開始、1,000件受注、新規工務店加盟100社を計画しており、そのために必要な販売促進費用及びマーケティング費用の補充資金として充ててまいります。前回資金調達により調達した資金の未充当金額のうち17百万円を既存のPROTO BANKを取扱うスタジオ及びPROTO BANKステーション向けの販促物制作・WEB広告等の費用のために2021年11月までに充当する予定ですが、それに加え、本第三者割当増資による調達金額のうち90百万円(うち2021年度は31百万円、2022年度は59百万円)を上記の計画達成のため2021年10月以降に発生する販売促進費用及びマーケティング費用に充当する予定です。2021年度は31百万円の資金を投下することでWEB会員登録数の更なる拡大を図ります。これに伴いWEB会員登録数の目標数値を当初計画していた1,300名から1,700名増やし3,000名に引き上げました。

物件図面入力・積算作業

PROTO BANK登録に必要なコンテンツまわりの整備費用並びに販売価格決定のための積算費用にかかる人件費、外注費になります。現在は当社案件のみですが将来的に当社に登録している建築家のプロパー案件もPROTO BANK化する構想もあり、その図面入力、積算作業も含まれます。

サポートセンター要員人件費

PROTO BANK事業の顧客対応のための新組織カスタマーデスクにかかる人件費、開発費用になります。前回資金調達により調達した資金は電話・メール等による顧客対応を行うサポートセンター要員(専任・兼任合わせて5名体制)の人件費に充当しております。当社では、従前社内で電話・メールのみで顧客対応するチームにおいて顧客対応を行っていましたが、2021年7月に外部から新たに業界経験豊富なカスタマーサポート要員を採用し、外部のコールセンターなどと連携を行い、初期対応から顧客に対してコンシェルジュ的な役割をもって受注契約に至るまでの対応も可能な新組織としてカスタマーデスクを新たに設置しております。本第三者割当増資による

調達資金は外部との連携費用、顧客データベースシステムの開発費用及び数名の新規採用の件費等に使用いたします。

全国新規FC専任部署

記載のとおり、2021年度70社、2022年度100社の工務店に新規にPROTO BANKステーションに加盟してもらうことを計画しており、新規加盟先リクルート人員、加盟後のスーパーバイジング費用になります。

TEMPO NETWORK事業

TEMPO NETWORK事業にかかる2年間の人員配置費用、販促マーケティング費用、ソフトウェア開発費用並びに合併にかかる諸経費となります。同事業では今後2年間で150社のフランチャイズ加盟店の獲得を計画しており、そのための営業スタッフ5名の新規採用、営業活動に伴う販促マーケティング費用並びに店舗設計及び管理業務用ソフトウェアの開発費用に充当いたします。

前回ファイナンスの資金の充当状況

当社は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」記載のとおり、2020年12月24日付で、下記表のとおり、第三者割当増資を実施し、SCSV1号投資事業有限責任組合から98,969千円の資金調達を行いました。このうち、PROTO BANK事業の関連費用として、50,080千円を充当しています。加えて、当社の運転資金として、7,369千円充当をしています。

第三者割当増資による株式の発行

払込期日	2020年12月24日
調達資金の額	95,500,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき913円
募集時における発行済株式数	1,634,750株
当該募集による発行済株式数	108,400株
募集後における発行済株式総数	1,743,150株
割当先	SCSV1号投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金用途	PROTO BANKプロジェクト関連費用：75,500千円 運転資金：20,000千円
発行時における支出予定時期	PROTO BANKプロジェクト関連費用：2020年12月～2021年11月 運転資金：2020年12月～2021年11月
現時点における充当状況	PROTO BANKプロジェクト関連費用：現在までに50,080千円充当しております。残額につきましては、当初計画どおり2021年11月までに毎月支出する加盟ステーション用WEB広告配信費用、パンフレット等販促ツール制作とHPに掲載するプロトバンク作品のCG化費用の合計17,000千円、またプロトバンク作品の積算データ入力作業で外注業者の費用含めて4,870千円、新規FCステーション開拓のための建設・不動産会社情報料、外部コールセンター利用料として2,750千円（合計24,620千円）の支出を予定しております。 運転資金：7,369千円充当しております。残額につきましては当初の予定どおり、2021年11月までの運転資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Apaman Network株式会社
	本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル
	代表者の役職及び名称	代表取締役社長 岩崎修一
	資本金	1億円
	事業の内容	賃貸不動産フランチャイズ事業
	主たる出資者及びその出資比率	APAMAN株式会社 99%、株式会社システムソフト 1%
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

当社の手掛けるASJ建築家ネットワーク事業は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットフォーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等を供給する事業であります。創業以来当社は、「建築家との家づくり」を訴求ポイントとし、住宅・リフォーム・商業施設等の建設計画がある顧客に、建築家を活用した建物づくりの選択肢を提供し、「建設計画のある方が、最寄りのASJのスタジオを利用するのは当たり前」となることを目指しております。

また、2020年度より上記事業に加え、ASJ建築家ネットワーク事業により過去に建設された名作住宅の図面を活用することで顧客のご予算にあった建築家デザイン住宅を、あたかもモデルハウスを選択するかのようWeb上で自由に選択できる仕組みであるPROTO BANK（以下、「PROTO BANK」といいます。）事業の全国展開を開始しました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大懸念等の影響もあり、消費者マインドが低下している状況下において、当社を取り巻く環境は依然として厳しく、当社の前事業年度（2021年3月期）における売上高は675,232千円（前々事業年度同期比24.1%減）、営業損失260,175千円（前々事業年度営業損失445,093千円）、経常損失248,762千円（前々事業年度経常損失452,364千円）及び当期純損失272,956千円（前々事業年度当期純損失524,253千円）となり、営業活動によるキャッシュ・フローは142,312千円のマイナスとなりました。これらの状況から、当社は2021年6月28日に提出いたしました有価証券報告書において、継続企業的前提に重要な疑義がある旨の注記を付しております。そして当第1四半期においても、四半期純損失119,036千円を計上し、継続企業的前提に関する重大な不確実性が認められるため、2021年8月12日に提出いたしました第1四半期報告書においても、引き続き、継続企業的前提に関する注記を付しております。

当社は、前事業年度において、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、2020年12月7日付で株式会社スカラ（本店所在地：東京都渋谷区、代表者：椰野憲克）との間で業務提携契約を締結するとともに、同社の子会社が運営するSCSV1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資により、2020年12月24日付で98,969千円の資金調達を行いました。また、株式会社きらぼし銀行から2021年1月26日付で200,000千円の資金借入を行いました。しかしながら、今期においても、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、たびたび発令される緊急事態宣言から経済や社会への甚大な影響が懸念され、先行き予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社は、売上改善に向け、PROTO BANK事業を新たな中核事業として位置づけており、ブランドの早期確立と的確なマーケティング戦略の推進のため、ソフトウェア開発費用、マーケティング費用についての資金調達が必要であるとともに、運転資金を確保することで、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図ることが急務であることから、第三者割当による資金調達が必要であると判断いたしました。

そして、当社は、当社の経営環境、経営方針及び第三者割当増資の目的をご理解いただける割当予定先の選定を行い、複数の候補先から提案をいただきました。当社としましては選定に当たり「株主様への理解」「事業シナジーの可能性と成長性」「社員にとって魅力的な環境」「財務基盤強化の担保力」等を適切に判断するために、株式会社アイビス・キャピタル・パートナーズ（本社：東京都中央区、代表者：中條喜一郎。以下「アイビス・キャピタル・パートナーズ」といいます。）との間でファイナンシャルアドバイザー契約を2021年7月5日付で締結しました。アイビス・キャピタル・パートナーズは上場前より当社を応援いただいております。当社の活動内容ならびに現状を的確に把握しております。アイビス・キャピタル・パートナーズからの助言も得て、上記判断基準の優先順位等も適切に整備した上で、各割当予定先の候補からの提案内容を比較衡量した結果、APAMAN株式会社（本社：東京都千代田区、代表者：大村浩次）及びその子会社からなるAPAMANグループ（以下、「APG」といいます。）が最も事業シナジーが高く、割当予定先として最適であるとの結論に至りました。APGは、当社が目標として掲げる前述した「建設計画のある方が、最寄りのASJのスタジオを利用するのは当たり前」を全国的に補完し、建築家サービスを加速させ、「建築家の活動量に比例して都市は豊かになる」との当社の経営理念を強力に押し進めることができるプラットフォームをすでに構築しており、APGの保有するこのプラットフォームを活用させていただくことにより当社プラットフォームの強化拡大が可能になると考えております。その後、当社はAPGとの間で第三者割当について議論を重ねた結果、APGにおいて投資業務を担うApaman Network社を割当先として本第三者割当増資を実施することで合意に至りました。なお、APGとは、今後も両者のプラットフォームの強化拡大等を加速するために、業務提携契約の締結も視野に入れて両者の協業体制の確立に向けた協議を続ける予定です。なお、将来的にAPGからの役員の派遣受入れについても協議及び検討する予定です。

本第三者割当増資を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に繋がり、既存株主の利益にも資すると判断しております。また、割当予定先は当社株式を中長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場の影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。当社は割当予定先から割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

d．割り当てようとする株式の数

本新株式発行	474,833株
--------	----------

e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先は当社株式を中長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を取得する予定です。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の2021年8月3日付残高照会一覧より現金・預金残高を確認し、また本日までに現金・預金残高に大きな変動はないことを口頭で確認しております。そのため、当社では、本第三者割当増資に係る払込金額の総額の払込に要する財産について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は割当予定先の選定にあたり、割当予定先から、反社会的勢力とは関係がない旨の確認書を受領しております。割当予定先であるApaman Network株式会社は東京証券取引所のJASDAQスタンダード市場に上場しているAPAMAN株式会社の子会社であり、当社は、APAMAN株式会社が東京証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、Apaman Network株式会社の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式には譲渡制限は付されていません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本新株式の発行に係る取締役会決議の決議日からさかのぼって東京証券取引所において当社株式の売買が成立した直近日である2021年8月24日(取締役会決議日の直前日である2021年8月26日及びその前日である2021年8月25日は当社株式の売買は成立しませんでした。)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値である1,169円を基準とし、当該金額に対する9.92%(少数点第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率について同様に計算しております。)のディスカウントをした1株につき1,053円といたしました。かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(以下、「日証協指針」といいます。)に準拠しております。

前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」記載のとおり、当社は、継続企業の前題に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しており、本第三者割当増資による資金調達を迅速に進めることにより、当社の経営課題である財務体質及びキャッシュ・フロー等の改善が図られるものと考えております。また、前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり、PROTO BANK事業に注力する戦略を機動的に実行することにより、企業価値の向上につながるものと考えております。上記とあわせ新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により先行き不透明な経営状況の中、当社における業績の低迷や経営環境の悪化等による信用リスクや、発行決議日から払込期日までの株価下落リスクを割当予定先が甘受せざるを得ない立場にあること等の諸事情を総合的に勘案し、割当予定先と協議・交渉の上、上記記載のとおり、9.92%のディスカウント率に決定いたしました。

当該払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である1,087.95円に対しては3.21%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値である1,042.00円に対しては1.06%のプレミアム、直前6ヶ月間の終値の平均値である913.15円に対しては15.31%のプレミアムとなります。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適切かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議・検討を行い、取締役の全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社社外役員5名(うち社外取締役2名、社外監査役3名)から、本第三者割当増資の払込金額は、発行要項及び日証協指針等に照らした結果、割当予定先に特に有利ではなく、適法であり、適正かつ妥当である旨の意見の表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行する当社普通株式数は474,833株(議決権個数4,748個)であり、2021年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,743,150株に対して27.24%(総議決権数17,387個に対する割合27.31%。小数点第3位を四捨五入。)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、当社は本第三者割当増資により調達する資金を上記「第1.募集要項 4.新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり使途に充当することにより成長性・収益性の向上が期待できると、割当予定先は当社株式を中長期的に保有する方針であり、本第三者割当増資による発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する本新株式数は474,833株(議決権数4,748個)であり、希薄化率(2021年3月31日

現在の当社の発行済株式総数である1,743,150株(総議決権数17,387個)を分母とします。)は27.24%(議決権における割合は、総議決権数の27.31%)となり、当社の普通株式は25%以上の希薄化が生じることとなることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に対する所有議決権数の割合 (%)
Apaman Network株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号			474,833	21.45
丸山 雄平	東京都大田区	468,500	26.95	468,500	21.17
木下 昭彦	福岡市南区	387,900	22.31	387,900	17.52
中谷 宅雄	東京都中央区	148,300	8.53	148,300	6.70
SCSV 1号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区渋谷2丁目21-1	108,400	6.23	108,400	4.90
株式会社ピュア・クリエイト	東京都大田区久が原3丁目9-2	78,500	4.51	78,500	3.55
溝江 弘	福岡市中央区	65,500	3.77	65,500	2.96
溝江 将光	福岡市中央区	42,900	2.47	42,900	1.94
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	29,400	1.69	29,400	1.33
A S J従業員持株会	大阪市北区堂山町3番3号	28,667	1.64	28,667	1.29
計		1,358,067	78.10	1,832,900	82.81

- (注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年3月31日現在の株主名簿上の株式数に基づき作成しております。
- 2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2021年3月31日時点の総議決権数(17,387個)に、本新株式の発行により増加する議決権数(4,748個)を加えた数で除して算出しております。
- 3 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当増資により発行する当社普通株式数は474,833株(議決権個数4,748個)であり、2021年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,743,150株に対して27.24%(総議決権数17,387個に対する割合27.31%。小数点第3位を四捨五入。)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大懸念等の影響もあり、消費者マインドが低下している状況下において、当社を取り巻く環境は依然として厳しく、当社の前事業年度(2021年3月期)における売上高は675,232千円(前々事業年度同期比24.1%減)、営業損失260,175千円(前々事業年度営業損失445,093千円)、経常損失248,762千円(前々事業年度経常損失452,364千円)及び当期純損失272,956千円(前々事業年度当期純損失524,253千円)となり、営業活動によるキャッシュ・フローは142,312千円のマイナスとなりました。これらの状況から、当社は2021年6月28日に提出いたしました有価証券報告書において、継続企業の前提に重要な疑義がある旨の注記を付しております。そして当第1四半期においても、四半期純損失119,036千円を計上し、継続企業の前提に関する重大な不確実性が認められるため、2021年8月12日に提出いたしました第1四半期報告書においても、引き続き、継続企業の前提に関する注記を付しております。

当社は、前事業年度において、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、2020年12月7日付で株式会社スカラとの間で業務提携契約を締結するとともに、同社の子会社が運営するSCSV1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資により、2020年12月24日付で98,969千円の資金調達を行いました。また、株式会社きらぼし銀行から2021年1月26日付で200,000千円の資金借入を行いました。しかしながら、今期においても、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、たびたび発令される緊急事態宣言から経済や社会への甚大な影響が懸念され、先行き予断を許さない状況が続くものと予想されます。

このような状況において、当社は、売上改善に向け、PROTO BANK事業を新たな中核事業として位置づけており、ブランドの早期確立と的確なマーケティング戦略の推進のため、ソフトウェア開発費用、マーケティング費用についての資金調達が必要であるとともに、運転資金を確保することで、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図ることが急務であることから、第三者割当による資金調達が必要であると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は本第三者割当増資により調達する資金を上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり使途に充当することにより成長性・収益性の向上が期待できること、割当予定先は当社株式を中長期的に保有する方針であり、本第三者割当増資による発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資により発行する本新株式数は474,833株(議決権数4,748個)であり、希薄化率(2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数である1,743,150株(総議決権数17,387個)を分母とします。)は27.24%(議決権における割合は、総議決権数の27.31%)となり、当社の普通株式は25%以上の希薄化が生じることとなることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当増資による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当増資に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議までにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことも踏まえ、総合的に勘案した結果、経営者及び割当予定先から一定程度独立した者として、当社社外役員5名(うち社外取締役2名、社外監査役3名)から本第三者割当増資による新株の発行の必要性及び相当性に関する意見を求めることといたしました。

当社が、当社社外役員5名(うち社外取締役2名、社外監査役3名)から2021年8月27日付で入手した本第三者割当増資に関する意見の概要は以下のとおりです。

(社外役員の見解の概要)

結 論

本第三者割当には必要性および相当性が認められる。

検 討

a. 資金調達必要性

当社は、前事業年度において、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図るため、2020年12月7日付で株式会社スカラとの間で業務提携契約を締結するとともに、同社の子会社が運営するSCSV 1号投資事業有限責任組合を割当先とする第三者割当増資により、2020年12月24日付で98,969千円の資金調達を行った。また、きらぼし銀行から2021年1月26日付で200,000千円の資金借入れを行った。しかしながら、今期においても、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、たびたび発令される緊急事態宣言から経済や社会への甚大な影響が懸念され、先行き予断を許さない状況が続くものと予想される。

そして、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大懸念等の影響もあり、消費者マインドが低下している状況下において、当社を取り巻く環境は依然として厳しく、当社の前事業年度（2021年3月期）における売上高は675,232千円（前々事業年度同期比24.1%減）、営業損失260,175千円（前々事業年度営業損失445,093千円）、経常損失248,762千円（前々事業年度経常損失452,364千円）及び当期純損失272,956千円（前々事業年度当期純損失524,253千円）となり、営業活動によるキャッシュ・フローは142,312千円のマイナスとなった。これらの状況から、当社は2021年6月28日に提出した有価証券報告書において、継続企業の前提に重要な疑義がある旨の注記を付している。これに加えて、2021年度第1四半期においても、四半期純損失119,036千円を計上し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるため、2021年8月12日に提出した第1四半期報告書においても、継続企業の前提に関する注記を付している。

このような状況において、当社は、売上改善に向け、2020年度より新規に開始したPROTO BANK事業を新たな中核事業として位置づけており、ブランドの早期確立と的確なマーケティング戦略の推進のため、ソフトウェア開発費用、マーケティング費用についての資金調達が必要であるとともに、運転資金を確保することで、財務体質の改善と安定的な財務基盤の確立を図ることが急務であることから、第三者割当による資金調達が必要な状況であると判断した。

以上より、当社における資金調達の必要性は認められると料する。

b. 手段の相当性

上記のとおり、当社の資金調達の必要性を踏まえれば、当社が希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素である。

当社は、経営改善の取り組みを進めることを目的として、伴走支援型特別保障制度に基づき、きらぼし銀行から2021年8月に追加で5,000万円の借入れを行ったが、当社の業績状況等を踏まえると、金融機関からこれ以上の借入れは難しい状況にあり、ブランドの早期確立と的確なマーケティング戦略の推進のために十分な金額を借入れにより調達することは困難である。また、公募増資、株主割当増資については、調達に要する時間及びコストも第三者割当による株式の発行より割高であること、無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いことが想定されることから、最終的な資金調達金額が不確定であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社にとっては現時点における適切な選択肢ではない。

これに対して、第三者割当増資は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社にとって適切な選択肢となり得る。この点、割当予定先は、当社を上場前から支援している、フィナンシャル・アドバイザーであるアイビス・キャピタル・パートナーズを通じたスポンサー選定手続の結果として、当社にとって最も望ましいと考えられる条件を提示した先であり、また、その合意内容は、当社と割当予定先との間で最適な出資規模・形態について協議および交渉を行う一方で、当社にとってより有利な条件での資金調達の可能性を求めて、その他の複数のスポンサー候補との間でも出資等を通じた資金提供を含む支援の可能性についての協議を続けた結果として最終的に決定されたものであり、割当予定先に対する第三者割当の方法による本新株式の発行により、総額499,999,149円の出資を受けることが、現時点で当社にとっての最良の選択肢であるといえる。

以上のとおり、本第三者割当の手段の相当性は認められると料する。

c. 発行条件の相当性

（払込金額について）

本新株式の払込金額（499,999,149円）は、本新株式の発行に係る取締役会決議の決議日からさかのぼって東京証券取引所において当社株式の売買が成立した直近日（2021年8月24日）における東京証券取引所が公表した当社普通

株式の普通取引の終値である1,169円を基準とし、当該金額に対する9.92%（小数点第三位を四捨五入。以下同様。）のディスカウント、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である1,087.95円に対しては3.21%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値である1,042.00円に対しては1.06%のプレミアム、直前6ヶ月間の終値の平均値である913.15円に対しては15.31%のプレミアムとなる。かかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠している。

当社は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しており、本第三者割当増資による資金調達を迅速に進めることにより、当社の経営課題である財務体質及びキャッシュ・フロー等の改善が図られるものと考えている。上記とあわせ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、先行き不透明な経営状況の中、当社における業績の低迷や経営環境の悪化等による信用リスクや、発行決議日から払込期日までの株価下落リスクを割当予定先が甘受せざるを得ない立場にあること等の諸事情を総合的に勘案し、割当予定先と協議・交渉の上、上記記載のとおり、9.92%のディスカウント率に決定したものである。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適切かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断している。

また、本新株式の払込金額は、複数のスポンサー候補との間の協議の結果も踏まえて、割当予定先との間で真摯な協議・交渉を経た結果として、最終的に合意されたものである。

以上より、本新株式の払込金額には合理性が認められると料する。

（希薄化について）

本第三者割当により割当予定先に対して割り当てる本新株式は合計で474,833株（議決権数4,748個）であり、2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数1,743,150株（2021年3月31日現在の総議決権数17,387個）に対する割合は27.24%（議決権における割合27.31%）となる。

このように本第三者割当により一定の希薄化が生じることが見込まれる。他方、本新株式の割当てにより調達する資金の使途に充当することにより成長性・収益性の向上が期待できること、割当予定先は当社株式を中長期的に保有する方針であることを踏まえれば、本第三者割当によって生じる希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められる。

以上より、本第三者割当の発行条件には相当性が認められる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第14期、提出日2021年6月28日)及び四半期報告書(第15期第1四半期、提出日2021年8月12日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2021年8月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2021年8月27日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第14期有価証券報告書の提出日(2021年6月28日)以降、本有価証券届出書提出日(2021年8月27日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2021年6月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2021年6月25日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役として、丸山雄平、山口裕司、石塚亮平及び山並憲司の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、和泉利治、山下和広及び志村誠一郎の各氏を選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、桜橋監査法人を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 取締役4名選任の件					
丸山 雄平	10,666	52	0	(注)	可決 (99.51%)
山口 裕司	10,666	52	0		可決 (99.51%)
石塚 亮平	10,666	52	0		可決 (99.51%)
山並 憲司	10,668	50	0		可決 (99.53%)
第2号議案 監査役3名選任の件					
和泉 利治	10,671	47	0	(注)	可決 (99.56%)
山下 和広	10,671	47	0		可決 (99.56%)
志村 誠一郎	10,670	48	0		可決 (99.55%)
第3号議案 会計監査人選任の件	10,685	33	0	(注)	可決 (99.69%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したこ

とにより、決議事項の可決要件を満たしたため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2021年8月27日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2021年8月27日開催の取締役会において、TEMPO NETWORK株式会社（以下「TEMPO NETWORK社」といいます。）との間で、2021年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、TEMPO NETWORK社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、2021年8月27日付で吸収合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号 : TEMPO NETWORK株式会社
 本店の所在地 : 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル
 代表者の氏名 : 代表取締役社長 新城 正明
 資本金の額 : 109百万円（2021年8月27日現在）
 純資産の額 : 47,010円（2020年9月30日現在）
 総資産の額 : 249,890円（2020年9月30日現在）
 事業の内容 : フランチャイズチェーンシステムによる不動産店の経営及び経営指導

(注) TEMPO NETWORK社は、2021年7月21日付で、Apaman Network株式会社を割当先とする第三者割当増資（払込金額200百万円）を行っております。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益

(単位：百万円。但し、特記した場合を除きます。)

決算期	2018年9月期	2019年9月期	2020年9月期
売上高	0(0円)	0(0円)	0(0円)
営業利益又は営業損失()	0(0円)	0(48,059円)	0(364,320円)
経常利益又は経常損失()	0(21,600円)	4	0(331,520円)
当期純利益又は当期純損失()	0(21,600円)	4	0(331,520円)

大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

Apaman Network株式会社：100%

提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係 該当事項ありません。

人的関係 該当事項ありません。

取引関係 該当事項ありません。

(2) 当該吸収合併の目的

当社の手掛けるASJ建築家ネットワーク事業は、全国の建築家を登録・ネットワーク化するとともに、建設会社をフランチャイズ化して、登録建築家と加盟建設会社及びパートナー建設会社とを結びつけ、両者の協力のもとでプラットフォーム（ビジネスの基盤となる環境）を構築し、顧客が望む住宅・商業施設等を供給する事業であります。また、2020年度より上記事業に加え、ASJ建築家ネットワーク事業により過去に建設された名作住宅の図面を活用することで、顧客のご予算にあった建築家デザイン住宅を、あたかもモデルハウスを選択するかのようWeb上で自由に選択できる仕組みであるPROTO BANK事業の全国展開を開始しております。

他方、TEMPO NETWORK社は、Apaman Network株式会社の親会社であるAPAMAN株式会社及びその子会社からなるAPAMANグループ(以下、「APG」といいます。)において、商業施設等の入居斡旋店舗のフランチャイズ本部として商業施設

等への入居の斡旋等の事業を行っております。APGでは、従前から新規事業として自社の不動産企業プラットフォームを活用して、商業施設等の入居斡旋店舗のフランチャイズ事業を立ち上げることを検討しており、TEMPO NETWORK社において2021年7月からフランチャイズ加盟店候補の選定・営業等を開始しております。TEMPO NETWORK社は、2021年7月から新規に事業を開始したため、TEMPO NETWORK事業による売上はまだ発生しておりませんが、既に複数社からフランチャイズに加盟する意向を表明してもらっており、今後の事業の収益化の見込みも立っております。

当社は3,000人近い建築家をネットワークすると同時に国内外の著名建築家と深い連携をとっています。これまで、この日本最大級の建築家ネットワークを戸建住宅中心に提供してきましたが、建築家の多くは、公共施設、ホテル・旅館、医療施設、商業施設など多岐にわたり設計活動をしています。ただ当社はそうした需要に対応できる窓口を構築できていませんでした。本合併は、当社の建築家ネットワークとTEMPO NETWORK社のフランチャイズネットワークを組み合わせることで、店舗斡旋、店舗設計、店舗建設、メンテナンスのサービスを一気通貫で提供できる新しいプラットフォームを構築し、日本最大級の建築家ネットワークを商業施設分野に本格的に展開することを目的とします。本合併により戦略的なプラットフォームを構築し、各都市に発生する新規店舗出店者に対してテナント斡旋と同時に建築家による魅力的な設計提案を組み合わせ、新規出店者の満足度を高めることにより、ひいてはTEMPO NETWORKショップとなるフランチャイズ加盟店の構築を加速させ事業拡大が期待できると考えております。

このように、本合併は、当社及びTEMPO NETWORK社の企業価値の向上に繋がるものという認識の下、本合併を行うことを決定いたしました。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、TEMPO NETWORK株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

	当社 (吸収合併存続会社)	TEMPO NETWORK社 (吸収合併消滅会社)
株式の割当比率	57.625243	1
本合併により交付する株式数	普通株式237,416株(予定)	

(注) 1. 株式の割当比率

当社は、本合併の効力が生じる直前の時におけるTEMPO NETWORK社の株主に対し、その保有するTEMPO NETWORK社株式1株に対して当社の株式57.625243株を割り当て交付します

2. 本合併により交付する当社の株式数

当社は、本合併により交付する株式数237,416株(予定)の全てを、新たに普通株式を発行することにより充当する予定であります。

3. 1株に満たない端数の取り扱い

本合併に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の交付を受けることとなるTEMPO NETWORK社の株主に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

その他の吸収合併契約の内容

2021年8月27日に締結した合併契約の内容は(6)「吸収合併契約書」をご参照ください。

(4) 当該吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本合併の合併比率の公正性を確保するため、当社及びTEMPO NETWORK社から独立した第三者算定機関である株式会社しのびうむ(本社：東京都中央区、代表者：宮野雄太。以下「しのびうむ」といいます。)にTEMPO NETWORK社の株式価値の算定を依頼することとしました。

当社はしのびうむによる算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、TEMPO NETWORK社との間で合併比率について慎重に協議を重ねた結果、本日付にて、最終的に合併比率を上記2.(3)記載のとおりとすることに合意いたしました。なお、この合併比率は、算定の根拠となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

算定に関する事項

しのびうむは当社およびTEMPO NETWORK社から独立した算定機関であり、当社およびTEMPO NETWORK社の関連当事

者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

しのびうむは、TEMPO NETWORK社は非上場会社であり、市場株価が存在しないため、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。DCF法では、TEMPO NETWORK社の2021年9月期から2025年9月期までの事業計画、これまでの業績の動向、一般に公開された情報等諸要素を考慮したTEMPO NETWORK社の財務予測に基づき、2021年9月期以降にTEMPO NETWORK社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値の評価を行いました。

しのびうむがDCF法に基づき算定したTEMPO NETWORK社の1株あたりの株式価値の算定結果は以下のとおりとなりました。

採用手法	1株あたりの株式価値（注）
DCF法	58,584円～61,591円

しのびうむは、TEMPO NETWORK社の株式価値の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、TEMPO NETWORK社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）に関して、個別の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えてTEMPO NETWORK社の財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、当社及びTEMPO NETWORK社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。なお、DCF法の算定基礎となるTEMPO NETWORK社の将来の利益計画においては、対前事業年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、TEMPO NETWORK社は、2021年7月から新規に事業を開始しているため、新規事業による利益の発生が見込まれる2022年9月期において2021年9月期からの大幅な増益を見込んでおります。また、2022年9月期から2023年9月期にかけてフランチャイズ加盟店を増加させ事業拡大予定であるため、これらによる営業利益の増加を見込んでおります。

一方、対価として交付する当社の株式価値については、当社の株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を用いて評価を行っております。市場株価法では、2021年8月26日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所マザーズ市場における算定基準日の終値、2021年7月27日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均、2021年5月27日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均及び2021年3月1日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均を算定の基礎としております。

これらの結果を基に、当社株式を市場株価法、TEMPO NETWORK社株式をDCF法で評価した場合の合併比率レンジを、50～67と算定しております。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	TEMPO NETWORK社	
市場株価法	DCF法	50～67

- (5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 丸山 雄平
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	ASJ建築家ネットワーク事業

- (6) 吸収合併契約書の内容は次のとおりであります。

吸収合併契約書

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社(以下「甲」という。)及びTEMPO NETWORK株式会社(以下「乙」という。)は、2021年8月27日付で、両社間の合併(以下「本合併」という。)に関し、次のとおり吸収合併契約(以下「本合併契約」という。)を締結する。

第1条(本合併)

甲及び乙は、本合併契約の定めるところに従い、本効力発生日(第3条に定義する。)において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する。

第2条(合併当事会社の商号及び住所)

本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

吸収合併存続会社(甲)：

商号：アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

住所：東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

吸収合併消滅会社(乙)：

商号：TEMPO NETWORK株式会社

住所：東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル

第3条(本合併の効力発生日)

本合併が効力を生ずる日(以下「本効力発生日」という。)は、2021年10月1日とする。但し、本合併の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の規定に基づき、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条(本合併に際して交付される対価)

1. 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生じる直前の時における乙の株主(甲及び乙を除く。以下「割当対象株主」という。)の所有する乙の普通株式の数の合計に57.625243(以下「本合併比率」という。)を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、各割当対象株主に対して、その所有する乙の普通株式の数に本合併比率を乗じて得た数の甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本合併により増加する甲の資本金及び資本準備金の額については、会社法計算規則第35条又は第36条に定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第6条(合併承認総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、株主総会の決議(会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったとみなされる場合を含む。)による本合併契約の承認を求めるものとする。

第7条(会社財産の管理等)

乙は、本合併契約締結日から本効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、業務の遂行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条(本合併契約の変更及び解除)

本合併契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本合併契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併契約に規定する条件を変更し、又は本合併契約を解除することができる。

る。

第9条（本合併に係る許認可等）

本合併の実施に必要な関係官庁の承認若しくは許認可等、又は本合併契約第6条に定める乙の株主総会の承認を本効力発生日の前日までに得られない場合、本合併契約は当然に効力を失うものとする。

第10条（準拠法）

本合併契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。

第11条（協議事項）

本合併契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本合併契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本合併契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2021年8月27日

甲： 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表取締役 丸山雄平

乙： 東京都中央区京橋一丁目1番5号セントラルビル
TEMPO NETWORK株式会社
代表取締役社長 新城正明

以 上

3. 資本金の増減

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第14期)	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	2021年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	2021年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月25日

アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堀 内 計 尚指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 余 野 憲 司

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アーキテクツ・スタジオ・ジャパン株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度の売上高は著しく減少し890,190千円となり、営業損失445,093千円、経常損失452,364千円及び当期純損失524,253千円を計上し、当事業年度においても売上高は675,232千円となり、営業損失260,175千円、経常損失248,762千円及び当期純損失272,956千円を計上している。また、営業活動によるキャッシュ・フローは継続してマイナスとなり、当事業年度は142,312千円のマイナスの計上となったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

工事請負契約ロイヤリティに関する売上高の期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社は、建設会社と加盟契約又は登録工務店契約を締結し、建設会社とその顧客との住宅等の工事請負契約の成立に応じて、建設会社から工事請負契約ロイヤリティを得ている。当事業年度に計上された工事請負契約ロイヤリティに関する売上高は270,476千円であり、売上高全体の40%を占めている。</p> <p>工事請負契約ロイヤリティは、実現主義の原則に基づき、建設会社とその顧客との間で工事請負契約を締結した日付をもって、当該工事請負契約額に一定のロイヤリティ料率を乗じた額が売上高として認識される。</p> <p>実現主義の適用に当たっては、工事請負契約ロイヤリティについて、主に以下の理由から、工事請負契約締結が未了であるにもかかわらず、不適切な会計期間に売上計上されるリスクが存在する。</p> <p>工事請負契約ロイヤリティはアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の主たる売上であり、営業部門は外部公表されている業績予想達成のプレッシャーを感じる可能性があること</p> <p>住宅業界の慣行等により、例年3月に工事請負契約が集中する傾向にあり、3月の工事請負契約ロイヤリティの実績により、会社の経営成績及び財政状態が大きく左右されること</p> <p>以上から、当監査法人は、工事請負契約ロイヤリティに関する売上高の期間帰属の適切性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、工事請負契約ロイヤリティに関する売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 工事請負契約ロイヤリティに関する売上高の認識プロセスに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、営業部門とは独立した部門の担当者が、売上高の認識時点と建設会社から入手した工事請負契約書の写しに記載の工事請負契約締結日付を照合する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 適切な期間に売上計上されているか否かの検討 売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、3月に計上された工事請負契約ロイヤリティに関する売上高について、計上時期、計上額等の状況を踏まえて例外取引に該当する可能性があるとして抽出した取引について、以下を含む監査手続を実施した。 当事業年度末日付で、工事請負契約ロイヤリティの売掛金に係る残高確認書の回答を当監査法人が直接入手し、帳簿残高と照合した。 会社が建設会社から入手した工事請負契約書の写しに記載の工事請負契約締結日と売上計上日付を照合した。 建設会社に対して物件の概要、成約状況を質問し、工事請負契約の締結が完了していることを検証した。</p>

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月12日

アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

桜橋監査法人

大阪府大阪市

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宮崎 博

指定社員
業務執行社員

公認会計士 大西 祐子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2020年3月期からの売上高の著しい減少、並びに当第1四半期累計期間においても、継続して営業損失、経常損失及び四半期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して2020年8月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して2021年6月25日付けで無限定適正意見を表明している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関

する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。